



平成29年8月10日

内閣府（防災担当）

「平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成29年6月7日から7月27日にかけて一連の気象現象としての梅雨前線及び台風第3号により、全国各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が8月8日（火）に閣議決定され、本日（8月10日（木））公布・施行されました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

○全国を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。（過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ）

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業所等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げします。（一般災害 20% → 最高 90%）

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

II 激甚災害（局激）の指定と適用措置

○福岡県朝倉市^{あさくらし}、朝倉郡東峰村^{とうほうむら}及び田川郡添田町^{そえだまち}並びに大分県日田市^{ひたし}の4市町村を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設等の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ）

(2)小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条第1項、第3項、第4項)
公共土木施設等に係る災害復旧事業等で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧
に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額
に算入します。

○福岡県^{あさくらし}朝倉市及び朝倉郡^{とうほうむら}東峰村の2市村を対象として、次の措置が適用されます。

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)
事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん
補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行います。

Ⅲ スケジュール

8月 8日(火) 閣議決定
8月10日(木) 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(事業推進担当)付 武藤、玉田、南雲
03-5253-2111(代表、内線51382・51383) 03-3593-2847(直通)

平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による 災害復旧事業費の査定見込額と激甚災害指定基準について

1 農地等

※8月3日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額 約207.7億円

(参考：激甚災害指定基準)

本激A基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額

> 全国農業所得推定額×0.5% (約174億円)

2 公共土木施設等

※8月3日時点

<局激>

市町村名	査定見込額	早期局激※基準額
福岡県朝倉市	132.2億円	45.0億円 (局激基準(ハ)×2)
福岡県朝倉郡東峰村	20.0億円	1.5億円 (局激基準(イ)×2)
福岡県田川郡添田町	7.8億円	5.0億円 (局激基準(ロ)×2)
大分県日田市	58.4億円	53.2億円 (局激基準(ハ)×2)

(参考：局地激甚災害指定基準)

次のいずれかに該当する災害(但し、基準に該当する市町村の査定見込額の合計額が1億円を超えることが要件)

(イ) 当該市町村の標準税収入の50%を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費	>	当該市町村の標準税収入 × 50%
-----------------------------	---	-------------------

(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費	>	当該市町村の標準税収入 × 20%
-----------------------------	---	-------------------

(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円超、100億円以下の市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費	>	当該市町村の標準税収入 × 20% + (標準税収入 - 50億円) × 60%
-----------------------------	---	---

※局地激甚災害(局激)については、査定事業費が確定する年度末に1年間の災害をまとめて指定することが原則であるが、査定見込額からみて局地激甚災害指定基準を超えることが明らかな災害(基準の2倍超)については、災害の都度指定(いわゆる早期局激)。

政令第二百十九号

平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町村の

	<p>区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置</p> <p>イ 福岡県田川郡添田町及び大分県日田市 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>ロ 福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村 法第三条、第四条、第十二条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>
<p>備考</p> <p>一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。</p> <p>二 上欄の暴風雨とは、平成二十九年台風第三号によるものをいう。</p>	

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため

の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三條第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七條第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。